

産業廃棄物収集運搬業許可証

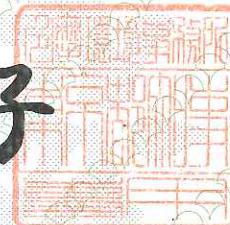
住所 埼玉県川越市大字下赤坂627番地7

氏名 株式会社遠藤商会
代表取締役 遠藤 孝一

廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第14条第1項 の許可を受けた者であることを証する。

東京都知事

小池 百合子



許可の年月日 平成29年 7月 30日

許可の有効年月日 平成34年 7月 29日

1 事業の範囲

(1) 業の区分: 収集運搬 (積替え保管を含む)

(2) 産業廃棄物の種類

燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、
動植物性残さ、ゴムくず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類
(石綿含有産業廃棄物を含む) (以上14種類)

(3) 積替え保管できる産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、木くず、金属くず、ガラス・コンクリート・陶磁器くず、がれき類 (以上5種類)

2 積替え保管施設

住所: 東京都小平市小川町二丁目2051番地9

積替え保管面積: 304 m² 最大保管高さ: 1.2 m

産業廃棄物の種類	保管量		産業廃棄物の種類	保管量	
廃プラスチック類	8 m ³ コンテナ2基	16.0 m ³	ガラス・コンクリート・陶磁器くず	8 m ³ コンテナ1基	8.0 m ³
木くず	8 m ³ コンテナ2基	16.0 m ³	がれき類	1.5 m ³ コンテナ2基	3.0 m ³
金属くず	8 m ³ コンテナ1基	8.0 m ³		1.5 m ³ コンテナ1基	1.5 m ³
			保管量合計		52.5 m ³

3 許可の条件

(1) 作業時間は、原則として9時から17時までとする。

(2) 積替え保管する廃棄物の搬入は、すべて自ら行い他人にこれを委託してはならない。

(3) 「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」、「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」及びその他の関係法令を遵守すること。

(4) 積替え保管は本都の承認を得た方法により行うこと。

4 許可の更新・変更の状況

平成 4年 7月 30日 新規許可

平成 29年 7月 30日 更新許可 第5回

5 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有

(以下余白)

